

オンラインゲーム クリック前にチェック！！

Q カード会社からオンラインゲームの利用料金 3 万円の請求があった。驚いて息子に聞くと、ゲームの利用について友達に教えてもらい、無断でカードを持ち出して使ったことを認めた。息子の話では年齢確認画面を 11 歳にしたらゲームができないので 18 歳以上と入力したようだ。返金してもらえないだろうか。

(30 歳代・女性)

A 子どもはゲームの仕組みも分からず、アイテム欲しさに課金してしまったようです。プラットフォーム事業者に、未成年者による課金であることを申し出ましょう。なお、成人であると偽って課金しているため子どもによる課金と判断できず「未成年者取消権」が認められない可能性もあります。オンラインゲームにおける注意ポイントは、生年月日等の利用者情報を正しく登録する、パスワード等の登録情報を厳重に管理してむやみに他人に教えない、無料と有料の境目を十分見極めること。また、保護者として課金状況を自分の目で定期的に確認しましょう。困ったときは、美幌町消費生活センターにご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）